

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年10月18日 12時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位082° 470海里付近 （概位 北緯36° 20.0′ 東経150° 35.0′）
インシデントの概要	漁船第八国丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八国丸、14トン MZ2-10096（漁船登録番号）、株式会社国丸水産 第294-20522号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力610kW、回転数毎分1,880、6気筒、ボア155mm、使用燃料A重油、機関製造年月日不詳、平成9年7月進水
乗組員等に関する情報	機関長、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風速 約11m/s、視程 約20km 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、犬吠埼東方沖の漁場に向け、約8ノットの対地速力で航行中、主機が停止した。</p> <p>機関長は、本インシデント発生の約1週間前に本船が浅所へ乗り揚げ船首部船底を修理していたので、船首部の燃料タンクに積み込まれていた燃料に海水が混入し、同燃料が主機へ供給され、主機が停止したのではないかと思い、主機へ供給される燃料システムのフィルタを点検したところ、同フィルタの底部に海水が溜まっていることを認めた。</p> <p>機関長は、燃料フィルタの底部のドレンプラグから海水を抜き、主機を始動しようとしたものの、運転できず、船長が航行を断念して僚船に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて千葉県銚子港に入港し、主機の開放点検が行われ、燃料噴射ポンプのプランジャ及びバルブに発錆を生じて膠着していることが認められ、修理された。</p> <p>燃料は、船首部の燃料タンクから機関室の燃料タンクへ送られ、その後機関室の燃料タンクから燃料フィルタを経て主機の燃料噴射ポン</p>

	<p>プへ供給され、加圧されていた。</p> <p>機関長は、船首部船底を修理した際、船首部の燃料タンク内には海水が混入していないと思い、修理後は同燃料タンク内の海水の有無を点検していなかった。</p> <p>機関長は、機関室の燃料タンクに付属されたドレンコック及び燃料フィルタ底部のドレンプラグを適宜開放することで、燃料への海水混入の有無を調べることができたと本インシデント後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、船首部船底の修理後に船首部の燃料タンク内の海水の有無の点検が行われていない中、航行中、海水が混入した燃料が主機に供給され、燃料噴射ポンプのプランジャ及びバレルに発錆を生じて膠着したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>機関長は、船首部船底を修理した際、船首部の燃料タンクには海水が混入していないと思っていたことから、同燃料タンク内の海水の有無を点検していなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、船首部船底の修理後に船首部の燃料タンク内の海水の有無の点検が行われていない中、航行中、海水が混入した燃料が主機に供給され、燃料噴射ポンプのプランジャ及びバレルに発錆を生じて膠着したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関部の乗組員は、乗揚等の後に船底部等を修理した場合、修理部分付近の燃料タンクに海水が混入していないことを確認すること。また、適宜、燃料タンクのドレンコック及び燃料フィルタのドレンプラグを開放し、水分混入の有無を点検すること。</li> </ul>